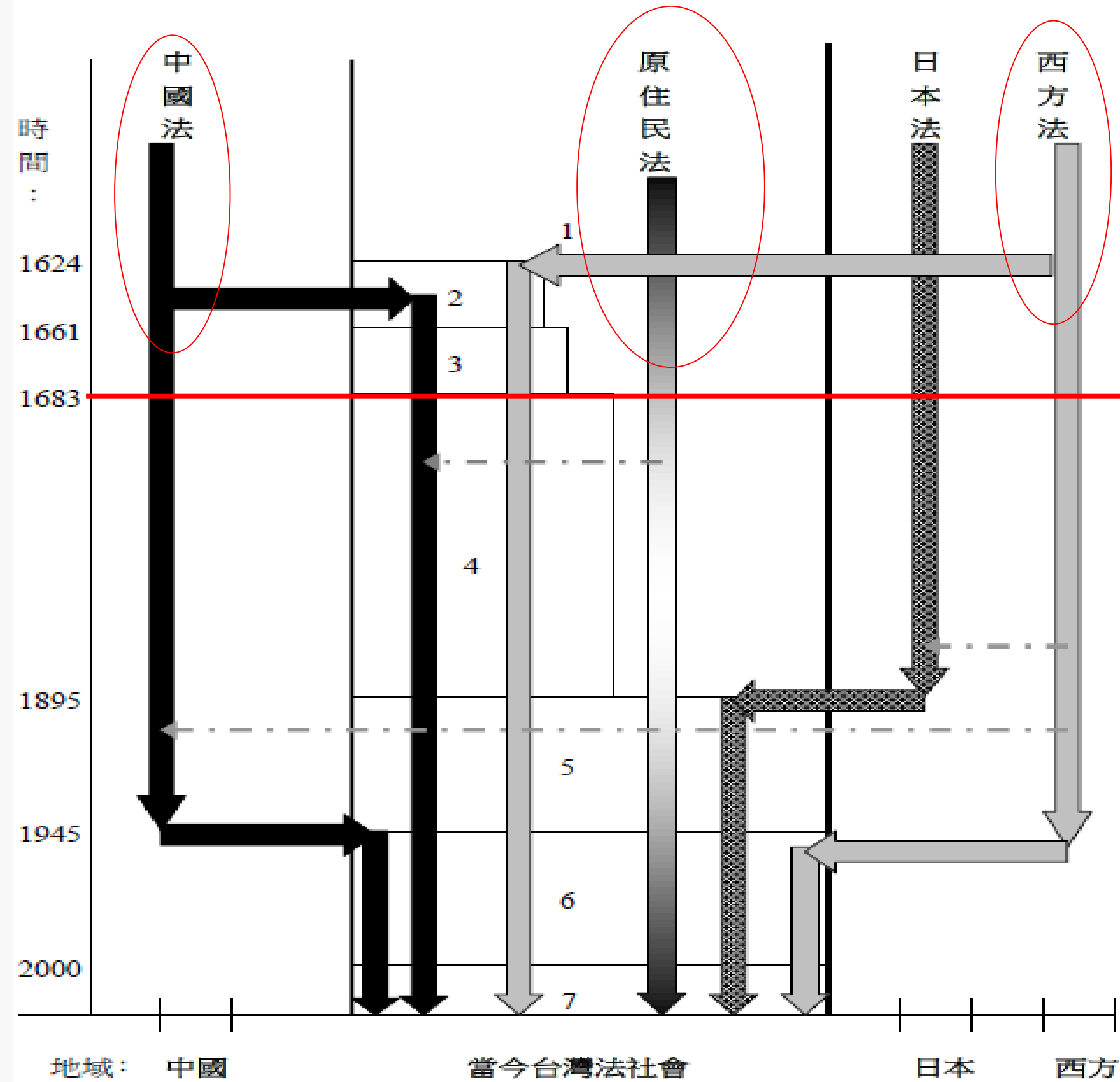


# 法律史

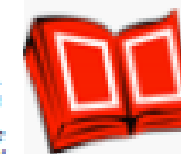
王泰升

【本課程由王泰升老師授權使用，您如需利用本作品請另行向權利人取得授權。】

# 多源而多元的台灣法



說明：1：原住民族自治時代，2：荷蘭西班牙統治時代，3：鄭氏王國統治時代  
4：清朝統治時代，5：日本統治時代，6：國民黨統治時代，7：政黨輪替時代（或「當代」）。





Formosan.  
(Asie.)























増田福太郎『未開社会における法の成立』(京都：三和書房、昭和三十九年)

第三章 犯行と制裁の諸相

一八六

昭和三十九年



う。またその首に赤い輪をつけた猫の形をつけておけば、悪い心を抱いて果樹に近づいて来る者の腹に、恰度猫が腹中で引掻きまわしているような激痛を覚えさせるのである。また燕の形は、その眼を燕につつき出されるような痛みを与えるし、棘の多い木片と赤い軽石とは、盗人の軀に刺しとおすような痛みを起させると同時に、全身が赤くなつて、小さな孔で被われるというような苦しみを与えもするし、燃えきれた木片は、失火したり放火されたりしなくても、盗人の家を焼いてしまうなど、いろいろある。中部セレベスのパレエ語系トラジャ人は、護符や呪符を幹につけることによつて、盗人がシリイ樹や椰子樹を荒すのを防ぐ。この呪符は、或る植物の葉でつくられたり、動物の或る部分を葉に包んでこしらえたりする。中部セレベスの山トラジャ人の使用する最も普通の呪符は、大蜥蜴の頭か脚かであつて、それを保護しようと思ふ果樹に吊すのである。すると、その頭は盗人の頭を噛み、その脚は盗人の脚をかきむしつて、軀のその部分に狂おしいほどの痛みを感じしめる。しかしその大蜥蜴の骸を全体吊しておけば、盗人は一たまりもなく死んでしまうのであると。

以上は物についてであるが、タロ芋やヤム芋を植栽する農圃に呪術師が折樹し、何人も勝手にこの農圃に立ち入ることを禁ずる類の慣行は、各地に行なわれている。

以下台湾の各族についてみよう。

二 台湾の各族における表示の慣行を先ずアタヤル族からみよう。

(1) アタヤル族においては、すでに本人が発見し、他日または機を待って取得するために一種の印しをしてあるものを、みだりに取得することは、禁じている。

口述一九八 樹上に蜂蜜を見付けたとき、樹枝を取り、目印しとして差し、取つてはならない意味を示し、また伐出した木材を

路上に置いた場合に、印しをすることもある。これを倣してはならないことになっている。かような印しをトゥマンス(tumans)という(キナロー著トーフイ・ホラ述)。

本族では、土地を先占するには必ずその地を開墾することを要し、一度これを開墾すれば、たとえ休耕したときでも、他人に侵されることはない。しかし開墾に先立って、次の行為をしておけば、先占の効があつて、他人より侵害されない。I 森林地はその重なる喬木の株に刀痕を施し、その上部の皮を削り、かつその樹木にまとう蔓藤を根本でたちきっておくこと、II 原野は人目に触れ易い地位を選び、方六尺ほど、雑木または茅茨を伐り払い、そこに左右二本の叉木を立て、横木を架し、これに木鈎をかけること。かようにして、耕地および猟区・漁域は、その占有者は限定されていて、みだりに他の侵害を許さず、他人がこれを犯したときは、当然その責を問ひうるものとしてい

る(文献一、二六四頁)。

(2) サイシャット族でも樹上に蜜蜂の巣を発見し、他日その成熟を待ってこれを取るときは、茅を結び、その先端を巣の方に向けておく。また伐り出した木材などにも、やはり茅で印しておいて所有物の標示とする場合がある。これをウモル(umol)またはピンチワッサオ(pintivasao)という(口述参照)。

本族では、土地の先占については、一定の方法がないようである。先ず、その占有すべき土地を踏み、その内に小屋を作つて住んで足れりとする。各氏族所有地の境界は、小溪もしくは分水によって相界し、これらの自然の境界のないときは、両族が協議して定める。別に、石を立てるなどのことはない。

(3) ブヌン族における各部族の口述を聴こう。先ず卓社蕃では――

口述一九九 樹上に蜂蜜(蜜蜂の巣ではなく、食用になる大きな蜂蜜で、その仔を食う)を発見し、他日その成熟を待って取

第三章 犯行と制裁の諸相

一八七

一八八

らうとするときは、茅を結び、その先端を巣の方に向けておくか、または樹に切傷をつけておく。また伐り出した材木や、路上に置いた農具などにも、やはり茅で結んで印しをしておくことがある。これをマロン・ボクタン(maron bokton)またはジン



らうとするときは、茅を結び、その先端を果の方に向けておくか、または樹に切傷をつけておく。また伐り出した材木や、路上に置いた農具などにも、やはり茅で結んで印しをしておくことがある。これをマロン・ボクトン (maron bokton) またはシンパチカル・ボクトン (simpategal bokton) といい、これを侵すのは、禁忌である。もしボクトン (結ぶ) した物を持去るなら、体中に腫物ができる。これは、ボクトンする場合に、これを侵す者には腫物が出来るようにと祈禱してなすから、腫物を生ずるので、とくに天の所為であるとは、考えられておらぬ。標示のない物を持去った場合にはマシヤモ違反でないから、かような厄はなく、その物を返却するにとどまる。なおマロン・ボクトンをなした場合は、その本人が取りに行かねばならない。たとい親子兄弟でも、無断で持去ることはできぬ (卓社審判社にて)。

口述二〇〇 樹上に食用蜂 (agasa) の巣を発見し、他日その成熟を待ってこれを取ろうとするときは、茅を結んでその先端を果の方に向けてさしかけておくか、または樹上に切傷をつけておく。また伐り出した材木や路上に置いた品物などにも、やはり茅を結んでおくことがある。これをマシカル (basabal) といふ。この印しを侵すことは、禁忌で、体に腫物が出来る。その理由はマシカルをする場合に、茅に対して、これを盗った者には腫物ができると言いきかせると、茅がそれを結んでいるからである。マシカルを印しをした物は、その本人以外の者は決して取去ってはならぬ。その人の父母・兄弟・子供でも、代りを頼まれた人でも不可である。茅はそういう間柄を知らぬからである。もし、本人が死んだら、その物は棄てておく (卓社審判社にて)。

口述二〇一 樹上に食用蜂の巣を発見し、他日その成熟を待ってこれを取ろうとするときは、茅を結びその先端を果の方に向けて、印しとしておく。また路上に置いた自分の物にも、やはり茅を結んで印しとして置くことがある。いずれもシンパスカル (sindapsal) といふ。しかし別に禁忌ではない (審判社にて)。

口述二〇二 樹上に蜂巣を発見し、他日その成熟を待ってこれを取ろうと欲するときは、茅を結んで、先端を果の方に向けておく。また路上においた物などに印しをしておく。いずれもパスホワン (gashoon) といふ。これを盗るのは、禁忌とされている。とくに巫術者によってこれをなす場合をプトアン (puon) といふ。果物などに対してこれをなすことが多く、茅の葉を用いる。これを犯した者は、眼がわるくなり、或は足が曲り、或は腫物が出来る。こういう例がある。ロナ社第六十一号アレ・タシカイバガン (審判、二十一才) は、眼がわるい。これは、イバオ附近の樹葉アレ・スバレイヤンという女巫が施した印しにしてある砂糖黍 (sims) を盗んだためであると我々は噂している (審判元ホッコ社にて)。

本族では、農耕は同一家屋に居住する家族が単位となって営んでおり、耕地はかような家族の所有するところであり、焼畑は休耕中もその所有主体は、やはり家族である。新しく開墾する場合、その土地が他家の休耕地でなければ、誰が開墾してもかまわない。普通審判社の周囲を開墾する。一旦開墾して耕作すれば、その土地はその家族の有り帰する。耕地の境には、木の根を立てたり、石の上に草を載せたりして、目印しとする。この境界を犯せば、病死するといふ。

(一) ツオウ族もまた同様の慣行を有する。

口述二〇三 自分の所有物であることを標示するため、茅の葉を置いてあるような物を持去ることは禁忌である (タツパン社にて)。(口説参照)

北ツオウ族における土地としては、狩猟地・耕地などである。狩猟地・河川の所有主体は氏族である。河川の使用の境は、石を並べて一見分るようになっている。耕地もまた氏族が所有主体であることが多い。氏族が大家族生活を営む場合は、耕地は家族の財産としての意味を有するが、最近では、小家族に粟畑を分配してしまう傾向が文法的である。水田は小家族が所有主体である。さて土地の境界の番をしてくれるのは、土地神アケメオイ (Achenaeoi) である。そこで新しく譲受けたときは、境に二つ石を置き、茅の葉をその間に挟んで、土地神に報告し、さらに粟祭の際にも、報告する。それはフムという、潤葉樹の葉を一枚とって、その中に粟の嘴んだのを包み、山に持参して、土地神に捧げるのである (なお二〇五頁参照)。

(四) パイワン族もまた、表示の慣行を有する。

口述二〇四 樹上に蜂巣を発見し、他日その成熟を待って、これを取ろうとするときは、茅の葉を円め、その芯を中に突込み、果の方向を指しておく。また、伐り出した材木や路上に置いた農具などにも、やはり茅を結んで、印しをしておくことがある。この印しをボダン (bodan) といふ。これを侵すのは、禁忌である。結んだ本人が、他人に依頼して取りにやるのは差支えないが、本人の妻子兄弟でも、知らずに、この印しを侵してはいかぬ。ただ一度位はゆるす。一般にボダンを侵した者は、贖財を支払わねばならぬ。ボダンをするときは、これを侵す者が病み、または死ぬと、神に捧げて (茅自身に言うのではない)

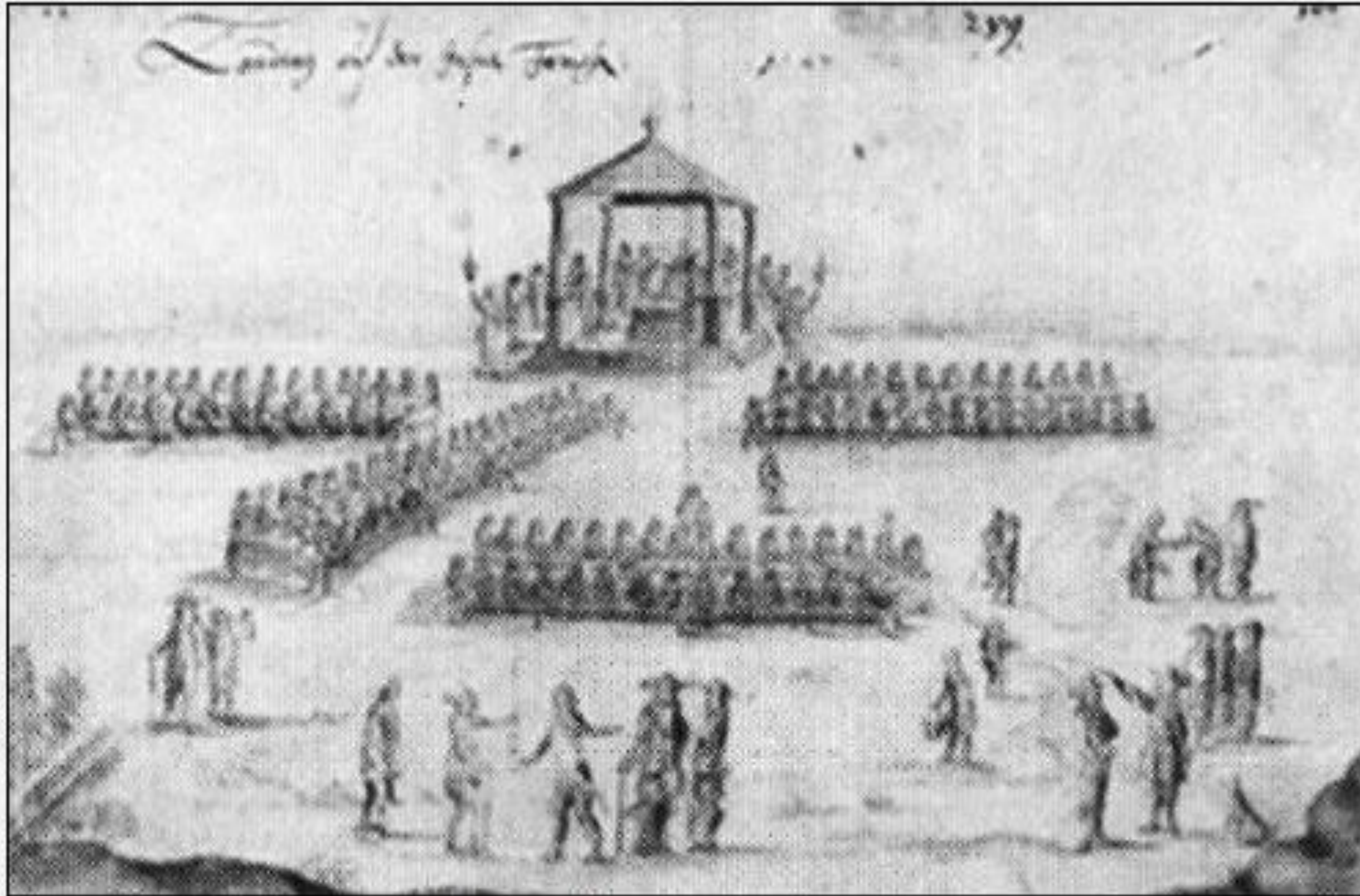
# 1624年荷蘭人在今台南安平築熱蘭遮城堡



公共廁所







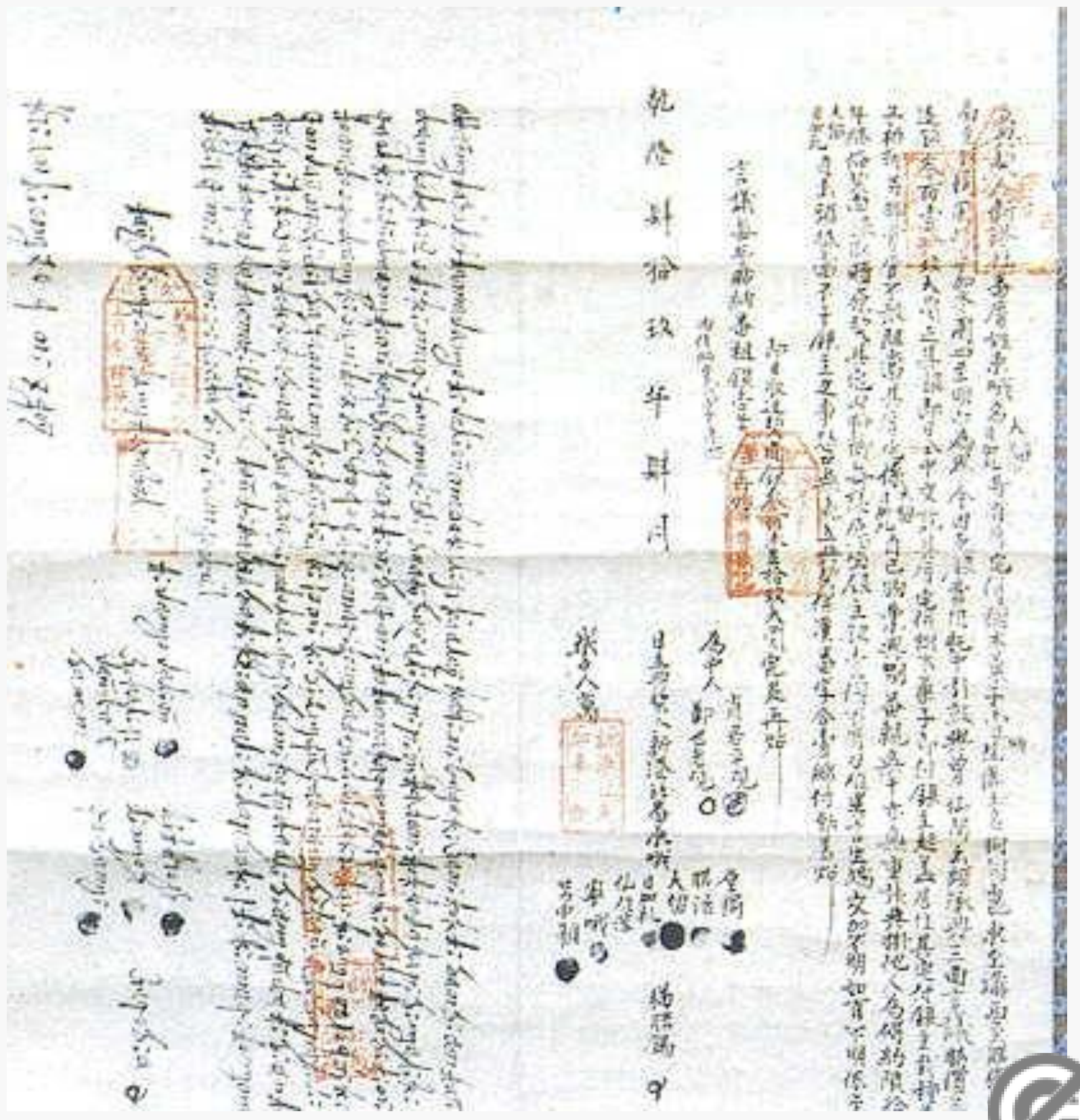
### 赤崁地方議會（荷蘭治下的原住民村社長老集會）

《1642至1652年，東西印度旅行記》，卡斯巴·史馬卡爾頓，德國歌德大學圖書館提供  
(Forschungsbibliothek Gothek Gotha, Chart. B 553, Bl.288v-289r)

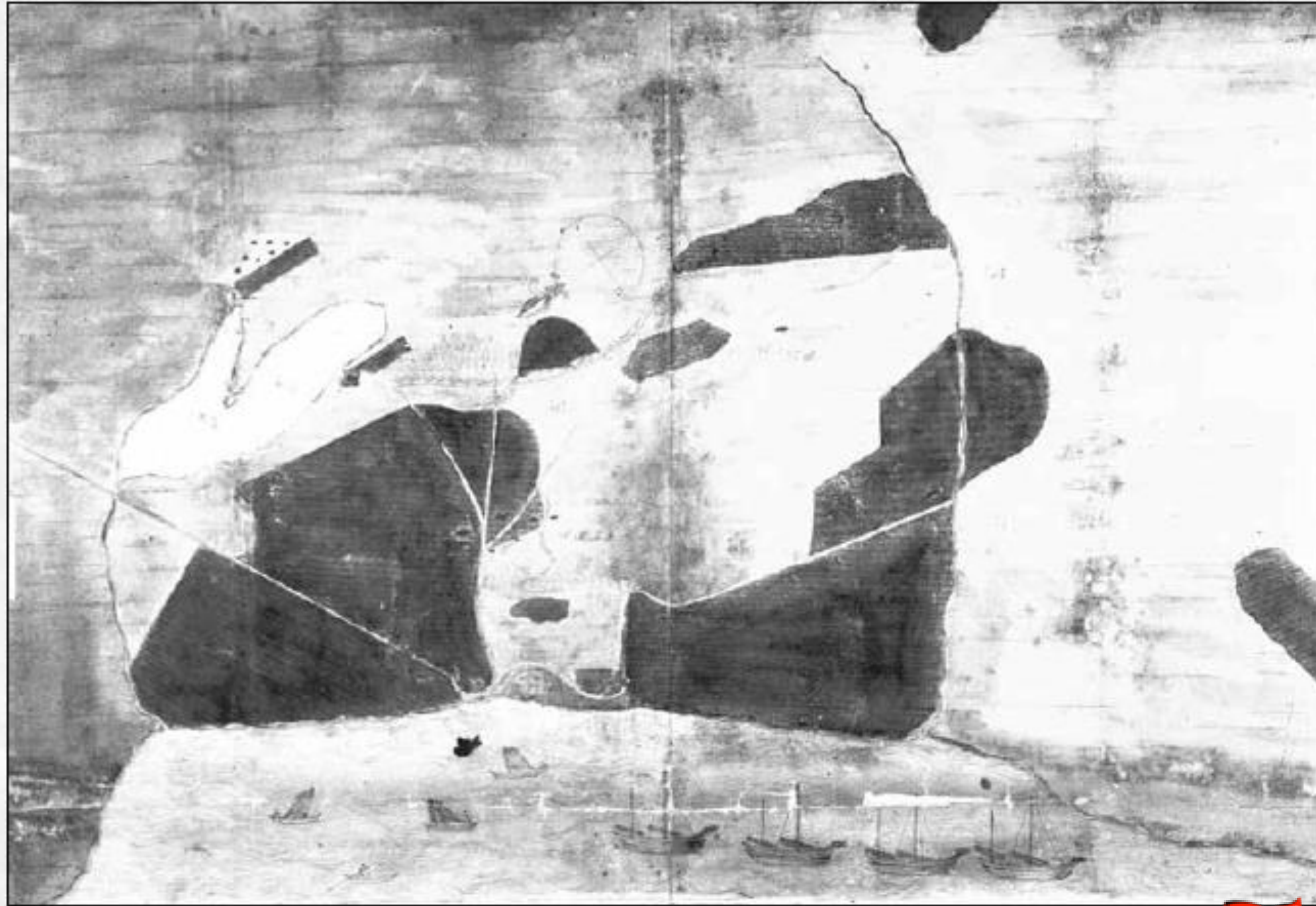




# 新港文書







赤崁附近農地分布圖

《熱蘭遮城日誌》，江樹生譯註，臺南市政府，民國89（2000）





印鑑證明願



右獲耕公証ノ爲メ必要有之候間拙者使用ノ

印鑑ニ相違無之旨御證明被成下度候也

大正九年七月廿九日

台中廳抹東上庄馬牛欄空名馬牛欄  
番地

林

胡芦墩支廳長  
敬言却山口孫一郎殿

右相違大正九年證明ス

大正九年七月廿九日

台中廳抹東上庄馬牛欄空名馬牛欄  
番地





## 臺灣告令集

現藏於荷蘭海牙皇家圖書館

### 禮拜日公休的規定

Putnas

1629年10月20日

所有餐飲業與店面於〔禮拜日〕佈道時不得營業。商店，或〔於攤位〕販售食品。違者初犯處以2里爾罰金。再犯處以4里爾罰金。三犯處以8里爾罰金，並沒收店內查獲之所有出售食物與飲料。

1635年1月11日

重申前令

重申前令。每次〔查獲時〕繳付市場管理員1/4里爾罰金。

1631年11月27日

不得於不當場所便溺

所有人不得在指定地點以外其他場所或路上便溺。違者處以1/4里爾罰金。

Putnas

1634年11月23日

不得於街道棄置垃圾

所有人均應維持〔漢人〕市區街道其門前路段的整潔。違者處以1里爾罰金。

### 飼養豬隻之相關命令

(Fol. 140v) 1634年11月23日

所有人不得於門前設置豬圈飼養豬隻，應設置於其房舍後方。違者沒收飼養於該豬圈內或沿街竄走之豬隻。

Van der Burgh

1639年8月13日

所有人不得於市區飼養豬隻，應於第一釣場設置豬圈。所有人均應於8日內遵行本令，忽視者將被宣告沒收其全部豬隻。

Lemaire先生

1643年3月31日

重申上述命令，並擴充為：除沒收豬隻外，並加罰25里爾金額。

禁止濫用槍枝命令

Putnas

1639年12月11日

不得濫用火器

荷蘭時代臺灣告令集·婚姻與洗禮登錄簿

韓家寶、鄭維中、曹永和文教基金會，

頁150、156、159



# 1670年鄭英友好通商條約

A Copy of the contract made with the King of Tywan, for the settling of a Factory; vix.

1. That the King's Junkes shall not molest or hinder any English Ship they meet with in the Sea, (She putting forth her flag) being either bound hither, or any other place.





# 版權聲明

頁碼	作品	版權圖示	來源/作者
2			王泰升，《具有歷史思維的法學：結合台灣法律社會史與法律論證》，初版，臺北市：王泰升出版，頁41。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。
3			蘭柏特（Lambert van der Aalsvoort），林金源譯，《風中之葉：福爾摩沙見聞錄》，經典雜誌出版社，頁68。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。
4			Mœurs, usages et costumes de tous les peuples du monde, d'après des documents and authentiques et les voyages des plus récents; Publié par Auguste Wahlen. Chevalier de Plusieurs Orders. Europe. Bruxelles, a la Librairie Historique-Artistique, Rue de Schaerbeek, 12. 1844. 本作品已超過著作財產權存續期間，屬公共領域之著作。
5			Dapper, Olfert. Gedenkwaardig bedryf der Nederlandsche Oost-Indische Maetschappye, op de kuste en in het keizerrijk van Taising of Sina. Amsterdam, 1670. 本作品已超過著作財產權存續期間，屬公共領域之著作。
6			《1642-1652年，東西印度旅行記》：手繪台灣原住民狩獵圖，卡斯巴·史馬卡爾頓，德國歌德大學圖書館藏。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。
7			原繪者：六十七，杜正勝編撰，《番社采風圖題解》，台北：中央研究院歷史語言研究所。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。

# 版權聲明

頁碼	作品	版權圖示	來源/作者
8			司法院司法行政廳司法院編著，《百年司法—司法·歷史的人文對話》，頁11，臺北市：司法院。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。
9			Wikimedia Commons/ ( <a href="https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Mona_Rudao_and_Seediq_tribal_leaders.jpg">https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Mona_Rudao_and_Seediq_tribal_leaders.jpg</a> )，瀏覽日期：2016年3月2日，本作品為公共財。
10			增田福太郎，《未開社會における法の成立》，京都：三和書房，頁186、187。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。
11			增田福太郎，《未開社會における法の成立》，京都：三和書房，頁188、189。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。
12			作者： <a href="http://get.aca.ntu.edu.tw:8080/getcdb/handle/getcdb/393963">Digital Archives of Institute of Ethnology, Academia Sinica</a> ，來源：臺灣通識網，手繪大員鳥瞰圖 ( <a href="http://get.aca.ntu.edu.tw:8080/getcdb/handle/getcdb/393963">http://get.aca.ntu.edu.tw:8080/getcdb/handle/getcdb/393963</a> )，瀏覽日期：2016年3月1日，本作品採用創用CC「姓名標示-非商業性-禁止改作」許可協議。
13			王泰升、薛化元、黃世杰，《追尋臺灣法律的足跡—事件百選與法律史研究》，二版，臺北市：五南，頁33。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。



# 版權聲明

頁碼	作品	版權圖示	來源/作者
14			Wikimedia Commons/ ( <a href="https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Xingang_Writing.jpg#file">https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Xingang_Writing.jpg#file</a> ) ， 瀏覽日期：2016年3月1日，此作品無已知的著作權限制，亦不受所有相關和鄰接的權利限制。
15			王泰升、薛化元、黃世杰，《追尋臺灣法律的足跡—事件百選與法律史研究》，二版，臺北市：五南，頁41。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。
16			國立臺灣大學法律學院法律學系，王泰升。 本作品由『著作權人王泰升』授權本課程使用，本網站無再授權他人使用之權利，您如需利用本作品，請另行向權利人取得授權。
17			王泰升、薛化元、黃世杰，《追尋臺灣法律的足跡—事件百選與法律史研究》，二版，臺北市：五南，頁29。依據著作權法第 46、52、65 條合理使用。
18	「A Copy of the contract made with <u>the            King of            Tywan,</u> ...any other place.		鄭英通商條約，本作品作成於1670年，為公共財。